

令和元年度第13回総会（月例）議事録

日 時	令和2年3月27日（金） 午前10時開会																		
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td>室屋 智美</td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美	横峯 明人
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	有村 浩一																		
岩元 節朗	上四元 正昭																		
仮屋 幸孝	園山 一則																		
豊留 辰男	弟子丸 宗一																		
鳥丸 俊秀	永尾 寛																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																		
福永 大悟	堀之内 薫																		
室屋 智美	横峯 明人																		
欠席委員 （1名）	堂免 修																		
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、取違、井上、二俣、原口</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																		
農政総務課	主 任 羽生																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農地利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																		

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第13回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料の修正と差替えについてお知らせです。</p> <p>議案書の議題8「農用地利用集積計画に関する件」について、1件取下げがありましたので、事前に送付の議案書の表紙の44件を43件に修正、並びに、取下げになりました内容が記載されたページにつきましては、本日お配りしました資料に差替えをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、堂免委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、こちらからご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、園山委員、永尾委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題8、「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 11 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：労力不足、譲受理由：規模拡大、権利の種別：賃貸借権、 期間 3 年。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、15 番委員お願いします。
15 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 4 号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、住宅ローンの残債があることや高校在学中の子供がいることなどの 家庭の事情から、東京都墨田区に住民登録を残しておりますが、現在は、農業経 営に専念するため、いち早く Uターンし、申請地から約 100m しか離れていな い実家で、母親の面倒を見ながら生活しており、前述の家庭の事情が完了した際 は、住民登録も本市に移す予定とのこと。 以上です。
議 長	次に、吉田、12 番委員お願いします。
12 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 6 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買 以上です。
議 長	次に、桜島、19 番委員お願いします。
19 番 委 員	ご報告します。 番号 7 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買 以上です。

議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号8号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号9号、療養その他生活資金、規模拡大、所有権移転、売買。 番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。 番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 4ページ 1件	
議 長	次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」吉野の番号2号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更後：バス駐車場、変更前：ゴルフ場従業員用駐車場、申請事由：市交通局からバス路線移譲を受けることに伴いバス駐車場が必要となったため。権利の種別：所有権移転、許可日：令和元年6月27日、許可番号：農委第0135-6号、別件4条番号2同時申請。</p> <p>5ページ、4条許可申請番号2と関連がありますので、読み上げます。</p> <p>番号2号、用途・施設：駐車場749.65㎡、休憩所1棟10.35㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…私道、南…市道、北…宅地、境界…土留、雨水…私道側溝。</p> <p>この2件につきまして、補足してご説明します。</p> <p>申請地は、吉野支所から東方向へ約2.3kmに位置する、寺山風致地区内にある「第2種農地、市街地近接農地」に該当します。</p> <p>申請人は、本市に本店を置き、旅客自動車運輸・運送事業などを経営する法人で、令和元年6月27日付けで、自社が経営するゴルフ場の従業員用駐車場として5条許可を受けましたが、同じく経営するバス会社が、4月1日より、鹿児島市交通局から、バス路線の移譲に伴い、大型バス6台分の駐車場及び乗務員休憩所が必要となったため、今回5条事業計画変更と4条許可申請を行ったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>5ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉野の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟127.52㎡、庭敷地等188.48㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・西・北…本人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>6ページ～9ページ 14件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟63.34㎡、庭敷地等137.66㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…里道、西…他人畑、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟100.80㎡、庭敷地等119.20㎡、東・南…宅地、西…里道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足説明します。</p>

谷山支局	<p>事務局より補足説明させていただきます。</p> <p>譲渡人は、不動産売買、管理・土木建設業その他を業務とする会社法人です。申請地は、谷山支所から南へ約4.5キロ、鹿児島市食肉センター脇へ流れ出る、野頭川の河口左岸に位置しております。譲渡人である同法人は、平成8年10月に資材置場として5条許可を受け、許可に基づく転用目的を完結し所有権移転登記は行ったものの、地目変更をせずに今日に至っております。</p> <p>この間、平成27年8月には、廃止した資材置場の跡地利用のため、4条申請により貸家2棟の建築のための4条許可を得ましたが、申請人の都合による申し出により、平成29年7月28日付で許可を取消しております。</p> <p>また、平成30年4月には、この土地の一部を分筆して、住家1棟を建築するための5条許可を得ております。</p> <p>今回の申請は、平成30年に分筆した土地の残地である農地に、住家1棟を建築しようとするものです。</p> <p>なお、転用後の地目変更手続き等については、転用行為が完結次第、迅速かつ確実に実施するよう、また今後はこのようなことがないように指導致しました。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
1 番 委 員	<p>続けます。</p> <p>番号3号、車両置場481.00㎡、東…里道、西・南・北…宅地、農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、通路12.00㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟78.57㎡、庭敷地等352.43㎡、東…貸人畑、西・北…貸人畑、宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、駐車場696.07㎡、東…雑種地、西・北…水路、南…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、住家1棟104.51㎡、庭敷地等372.49㎡、東・西・北…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、太陽光発電1,520.00㎡、東…里道、西…他人畑、南…宅地、北…里道、他人畑、境界…土留、防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>申請人は、宮崎市に本店を置き、宮崎県内はもとより、鹿児島県内においても、太陽光発電施設の設置実績のある法人でございます。</p> <p>つきましては、「法人登記事項証明書」並びに「定款」にて、申請要件を満たした法人であることも確認しております。</p> <p>今回の申請につきましては、九州経済産業局から、令和2年2月3日に、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定」を受けております。</p> <p>なお、太陽光発電施設の規模としましては、総面積1,520㎡、パネル288枚、発電出力49.5kWで、約10世帯分の年間消費電力量を賄う予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、住家1棟71.21㎡、庭敷地等247.79㎡、東…別件5条申請地、西…渡人畑、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟89.67㎡、庭敷地等230.33㎡、東・南…他人畑、西…別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟82.81㎡、庭敷地等161.19㎡、東…宅地、西…他人畑、南…市道、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、太陽光発電1,036.00㎡、東…他人田、西…他人畑、南…里道、北…水路、境界…防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請人は喜入町にある農地を取得し太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル192枚で、発電出力が49.5kWになります。</p> <p>なお九州経済産業局からの設備認定通知書は、令和元年12月26日に認定を受け、九州電力との系統連係に係る契約は、当初株式会社が令和元年9月9日に受けたものを令和元年11月14日に申請人へ事業継承が行われております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、駐車場114.00㎡、転回場120.00㎡、東・南…水路、西…県道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、太陽光発電1,737.00㎡、東…河川、西…県道、南…渡人田、北…他人田、境界…防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北東へ約3.3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。規模としましては、太陽光パネル270枚、発電出力49.5kWで約9世帯分の年間消費電力を賄うことになります。</p> <p>九州経済産業局から発電設備認定の通知を令和2年1月に受けております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 10ページ 3件	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題6. 非農地認定に関する件 11ページ～13ページ 12件	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：庭敷地として43年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：庭敷地として35年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：住家2棟、40年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：住家2棟、うち1棟21年経過、うち1棟35年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：倉庫1棟、12年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：松、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「5番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、5番委員どうぞ。</p>
5 番 委 員	<p>以前、竹の学名の勉強をした時に、コサン竹というのはなかったのではないかと思います。どうでしょうか。</p> <p>また、調べておいて下さい。</p>
事 務 局	<p>只今の件は、恐らく28年6月の総会で、お配りした資料のことかと思えます。</p> <p>当時の中身を把握しておりませんので、次回の総会で、コサン竹については、ご案内させていただきたいと考えております。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農地利用変更届出に関する件 14ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、1番委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和2年4月1日、工事終了日：令和2年5月31日、周囲の状態：東…本人畑、西…水路、南…宅地、北…他人畑、本人畑、境界…ブロック積、作物…甘しょ、高さ…0.6m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、介護保険法に基づく居宅サービス事業等を行う法人ですが、今回の申請地の隣接地において、看護小規模多機能ホームを建設予定であり、転用については、令和2年2月27日付で5条許可がなされております。</p> <p>また、今回の申請地は、令和2年2月28日付で、その施設利用者に対する実習農園として、3条許可を得ております。</p> <p>今回の農地利用変更届は、3条許可を得て取得した農地の利便性をより高めるため、盛土を行うために届けられたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 8. 農用地利用集積計画に関する件 15 ページ～38 ページ 43 件	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>21 ページ、番号 11、12 号につきましては、18 番委員自身が役員の農地所有適格法人が、38 ページ、番号 44 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18 番委員、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、18 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（18 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 11、12 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>資料の 21 ページをお願いします。</p> <p>番号 11、12 号、地目、現況ともに畑、面積は計 2,669 m²、権利の種類は賃借権、区分は、11 号は更新、12 号は新規です。</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 11、12 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（18 番委員着席、7 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 44 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 資料の38ページをお願いします。</p> <p>番号44号、地目、現況ともに田、面積は計1,228㎡、権利の種類は使用貸借権、区分は、新規です。</p> <p>令和2年3月31日公告予定です。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号44号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。 (7番委員離席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの40件及び先ほどの3件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の15ページをご覧ください。 議案第8号、令和2年3月31日公告予定の農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>本日お配りしました資料(差替え)の集計表の右下の合計欄になります。 賃借権、30件、41筆、40,352㎡、使用貸借権、13件、23筆、18,443.08㎡、合計、43件、64筆、58,795.08㎡です。</p> <p>事前配布資料の16ページから38ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
-----	--

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 39ページ～40ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。39ページです。 照会日：令和2年2月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年2月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	報告します。40ページです。 照会日：令和2年3月4日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定め のない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年3月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 41ページ 1件	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況に ついて」 それでは、本局、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。41ページです。 照会日：令和2年2月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年3月17日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。
3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 42ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書につ いて」 それでは、事務局（本局）、お願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が提出されるのですが、申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は、畑300㎡、転用目的は宅地開発の取付道路です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内の農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域内で農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「申請に係る土地は、市街化区域内に所在する農地であるため、転用の際は農地法第5条第1項第7号に基づく届出が必要である。」と回答しました。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ2月18日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 43ページ～45ページ 13件</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項6「鹿兒島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>43ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。</p> <p>登記地目別では、田15筆、9,568.00㎡、畑35筆、24,692.00㎡、他2筆、1,110.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が13件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が12件となっております。</p> <p>44ページから45ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 46ページ～55ページ 30件	
事 務 局	<p>46ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、共同住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が22件、駐車場が4件、共同住宅が1件、合計27件となっております。</p> <p>47ページは、4条関係3件、48ページから55ページは、5条関係27件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
6. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料2	
議 長	<p>次に、報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の1月期については、訪問戸数163戸、うち不在18戸、調査回答戸数144戸、貸出希望4戸145.45アール、借入希望は、ありませんでした、貸出実績1戸23.90アール、借入実績1戸23.90アール、中間管理事業活用実績23.90アール。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,342戸、うち不在179戸、調査回答戸数3,143戸、貸出希望173戸3,818.95アール、借入希望34戸1,749.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績7戸78.98アール、中間管理事業活用実績46.17アール。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>(人事異動職員紹介)</p> <p>(退職者挨拶)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>令和2年度第1回総会（月例）開催日時は、 4月28日（火）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時45分）</p>